

令和元年5月10日

1. 出席議員

1 番	中 村	日出代	9 番	勝 屋	弘 貞
2 番	池 田	廣 志	10 番	伊 東	茂
3 番	高 松	昭 三	11 番	松 尾	勝 利
4 番	杉 原	元 博	12 番	徳 村	博 紀
5 番	樋 口	作 二	13 番	福 井	正
6 番	中 村	和 典	14 番	松 尾	征 子
7 番	中 村	一 堯	15 番	松 田	義 太
8 番	稲 富	雅 和	16 番	角 田	一 美

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 川	清 高
事 務 局 長 補 佐	高 本	将 行
議 事 管 理 係 長	小 野 原	竜 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	大	代	昌	浩
総	務	納	塚	眞	琴
市民部長兼福祉事務	所長	橋	村	直	子
産	業	土	井	正	昭
建	設	寺	山	靖	久
会	計	中	島		剛
総	務	岩	下	善	孝
総	務	江	頭	憲	和
人	権	江	口	清	一
企	画	田	崎		靖
企	画	川	原	逸	生
市	民	梶	山	照	之
税	務	山	口	徹	也
保	険	中	村	祐	介
福	祉	染	川	康	輔
産	業	江	島	裕	臣
商	工	藤	家		隆
農	林	下	村	浩	信
農	業	田	中	宏	幸
都	市	山	浦	康	則
都	市	藤	井	節	朗
環	境	田	代		章
水	道	広	瀬	義	樹
教	育	山	崎	公	和
生	涯	幸	尾	か	おる

令和元年5月10日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の一括上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第40号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第41号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第42号 専決処分事項の承認について（平成30年度鹿島市一般会計補正予算（第7号））（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第43号 鹿島市監査委員の選任について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第44号 鹿島市固定資産評価員の選任について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 閉会中継続調査申出
-

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。開議に先立ちまして申し上げます。

藤田副市長から行政委員会委員長及び執行部の紹介の申し出がありましたので、これを許します。

まず、行政委員会委員長の紹介があります。藤田副市長、紹介をお願いします。

○副市長（藤田洋一郎君）

それでは、私のほうから行政委員会の委員長、そして職員の紹介をさせていただきます。

まず最初に、行政委員会の委員長を御紹介いたします。

代表監査委員の村田敏樹様でございます。（「よろしくお願ひいたします」と呼ぶ者あり）

選挙管理委員会委員長の植松直樹様でございます。（「植松直樹でございます。よろしくお願ひいたします。住まいは能古見、伏原でございます」と呼ぶ者あり）

農業委員会会長の織田博吉様でございます。（「織田です。よろしくお願ひいたします」と呼ぶ者あり）

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（角田一美君）

次に、教育長及び各部長の紹介があります。藤田副市長、紹介よろしくお願ひします。

○副市長（藤田洋一郎君）

続きまして、教育長、各部長を紹介いたします。

教育長の中村和彦でございます。（「中村でございます。よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

総務部長兼中川エリア整備推進室長の大代昌浩でございます。（「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

総務部理事として、地方創生人材支援制度による財務省からの派遣職員であります納塚眞琴でございます。（「納塚です。よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

市民部長兼福祉事務所長の橋村直子でございます。（「橋村です。よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

産業部長の土井正昭でございます。（「土井正昭です。よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

建設環境部長の寺山靖久でございます。（「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（角田一美君）

次に、各課長の紹介があります。それでは、紹介をお願いします。

○副市長（藤田洋一郎君）

それでは、続きまして課長級の紹介をいたします。

まず、総務課長の岩下善孝でございます。（「岩下です。よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

総務課市民会館建設担当参事の江頭憲和でございます。（「江頭です。よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

人権・同和対策課長の江口清一でございます。（「江口です。どうぞよろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

企画財政課長の田崎靖でございます。（「田崎です。よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

企画財政課財政担当参事兼選挙管理委員会事務局長の川原逸生でございます。（「川原です。よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

市民課長の梶山照之でございます。（「梶山です。よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

税務課長の山口徹也でございます。（「山口です。よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

保険健康課長の中村祐介でございます。（「中村です。よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

福祉課長の染川康輔でございます。（「染川です。よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

り)

産業支援課長兼産業活性化施設長の江島裕臣でございます。（「江島です。よろしくお願
いします」と呼ぶ者あり）

商工観光課長兼干潟交流館施設長の藤家隆でございます。（「藤家です。よろしくお願
いします」と呼ぶ者あり）

農林水産課長の下村浩信でございます。（「下村でございます。どうぞよろしくお願
いいたします」と呼ぶ者あり）

都市建設課長の山浦康則でございます。（「山浦です。よろしくお願いします」と呼ぶ者
あり）

都市建設課道路政策及び土木管理担当参事として、国土交通省からの派遣職員であります
藤井節朗でございます。（「藤井です。よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長の田代章でございます。（「田代です。よろ
しくお願いします」と呼ぶ者あり）

教育次長兼教育総務課長の山崎公和でございます。（「山崎です。よろしくお願いしま
す」と呼ぶ者あり）

生涯学習課長の幸尾かおるでございます。（「幸尾です。よろしくお願いします」と呼ぶ
者あり）

水道課長の広瀬義樹でございます。（「広瀬です。よろしくお願いします」と呼ぶ者あ
り）

会計管理者兼会計課長の中島剛でございます。（「中島です。よろしくお願いします」と
呼ぶ者あり）

議会事務局長の谷川清高でございます。（「谷川です。よろしくお願いします」と呼ぶ者
あり）

農業委員会事務局長の田中宏幸でございます。（「よろしくお願いします」と呼ぶ者あ
り）

次に、広域圏事務局等への課長級派遣職員を御紹介いたします。

杵藤地区消防本部次長の嶋江克彰でございます。（「嶋江です。よろしくお願いします」
と呼ぶ者あり）

介護保険事務所業務課長、寺山理津子でございます。（「寺山です。よろしくお願
いいたします」と呼ぶ者あり）

このほかに、杵藤地区広域市町村圏組合事務局次長兼総務課長の白仁田和哉につきまして
は、本日は所用のため欠席をいたしております。

最後になりましたが、副市長の藤田でございます。

以上をもちまして執行部の紹介を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願
いいたし

ます。（拍手）

○議長（角田一美君）

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいただきます。谷川議会事務局長。

○議会事務局長（谷川清高君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案5件の提出がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付しております議案書及び議案書（その2）の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から平成30年度1月分及び2月分の出納検査結果の報告がありました。その写しをお手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の一括上程（市長の提案理由説明）

○議長（角田一美君）

それでは、日程第1. 議案の一括上程であります。

議案第40号から議案第44号までの5議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

皆さんおはようございます。今回の市議会臨時会に提案をいたします議案は、専決処分事項の承認が3件、人事案件が2件の計5件でございます。

それでは、提案理由の要旨を説明いたします。

まず、議案第40号 専決処分事項（鹿島市税条例の一部を改正する条例）の承認について申し上げます。

本年3月29日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、その一部が4月1日から施行されたこと等に伴い、住宅借入金特別控除の拡充に関する改正やふるさと納税の対象となる寄附金の要件の見直しを行ったものでございます。

次に、議案第41号 専決処分事項（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について申し上げます。

これは、本年3月29日に地方税法施行例等の一部を改正する政令が公布され、その一部が4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げる改正と低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減対象世帯を拡大する改正を行ったものでございます。

次に、議案第42号 専決処分事項（平成30年度鹿島市一般会計補正予算（第7号））の承認について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分をいたしました一般会計

補正予算（第7号）は、予算の総額から230,774千円を減額し、補正後の総額を15,198,419千円といたしたものでございます。

歳入では、国庫支出金、寄附金、市債などの確定額の計上を行っております。

歳出では、ふるさと納税推進事業及び小学校大規模改造整備事業の事業費確定による調整を行っております。

次に、議案第43号 鹿島市監査委員の選任について申し上げます。

議員皆さんのうちから選任をいたしておりました監査委員、松田義太さんの任期が平成31年4月29日をもって満了となったため、後任に中村和典さんを選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

最後に、議案第44号 鹿島市固定資産評価員の選任について申し上げます。

現評価員の田代章さんの人事異動により、後任者として税務課長、山口徹也さんを選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案をいたしました議案の概要につきまして説明いたしました但、詳細につきましては、御審議の際、担当の部長または課長が御説明いたしますので、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

お諮りいたします。議案第40号から議案第44号までの5議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第40号から議案第44号までの5議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第40号

○議長（角田一美君）

次に、日程第2. 議案第40号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）の審議に入ります。

当局の説明を求めます。山口税務課長。

○税務課長（山口徹也君）

おはようございます。それでは、議案第40号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）について御説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、鹿島市税条例の一部を改正する条例について、2ページの専決処分書のとおり平成31年3月29日付で専決処分をいたしましたので、同条第

3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

改正条文につきましては議案書の3ページから掲載しておりますが、内容の説明に当たりましては別冊の議案説明資料をお手元をお願いいたします。

議案説明資料の1ページから6ページまでは新旧対照表となっております。ここでは改正事項の主な内容を記載しております資料7ページに沿って御説明いたします。

7ページをお開きください。

まず、1番の改正理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、その一部が平成31年4月1日及び令和元年6月1日から施行されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、2番の主な改正内容でございます。

最初に、(1)ふるさと納税制度の見直しです。

今回、地方税法において、ふるさと納税制度による税金の控除対象を総務大臣の指定を受けた自治体への寄附金とする改正がっております。それに伴う適用条項等の変更を行っているところです。

これは今までふるさと納税を行った場合、相手先の制限などがなく控除を受けられていたものが、今回、返礼品を地場産品に限定する、また、その返礼割合を3割以下とするなどとして、総務大臣の指定を受けた自治体等へのふるさと納税だけが控除を受けられると制限されたことから、鹿島市税条例においても法改正に対応した改正を行っております。

次に、(2)住宅借入金特別控除の拡充です。

住民税における住宅借入金特別控除、いわゆる住宅ローン控除は、確定申告などで所得税、国税から控除し切れない場合に残りを住民税から控除できる仕組みとなっております。今まで住民税で控除を受けるためには、納税通知書が届く前ですね、5月とか6月になります——に住宅ローン控除を記載した申告書の提出が必要となっております。そのため、納税通知書が届いた後に確定申告等をされた場合、所得税では住宅ローン控除があるにもかかわらず、住民税では控除ができないというケースがありました。今回の改正により、納税通知書が届いた後に申告をされた場合でも、住民税に住宅ローン控除を適用できるようになっております。

次に、(3)その他についてです。

附則第10条の2、附則第10条の3というのは、固定資産税のわがまち特例、また新築住宅に対する軽減措置を規定したものです。今回、地方税法及び地方税法施行令の改正により引用条項のずれが生じたことから市税条例の調整を行ったもので、内容についての変更はないものです。

最後に、3番、施行期日でございます。

ふるさと納税制度の見直しに関するものは令和元年6月1日を、また、それ以外の改正項

目については平成31年4月1日をそれぞれ施行期日とするものとなっております。

以上で鹿島市税条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質問ありませんか。7番中村一堯議員。

○7番（中村一堯君）

おはようございます。7番議員の中村一堯です。ふるさと納税の制度見直しについて質問します。

改正によって、返礼品の割合を3割以下、また返礼品を地場産品とすることとなっておりますが、それによって影響を受けるような鹿島市の返礼品についてはどのようなものがありますか。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

今回の制度改正、総務省が指定をして、ふるさと納税の対象の市町とするという改正でございますけれども、これにつきましては、鹿島市では返礼品の3割以内、また地場産品を返礼品とするという通知を遵守してこれまで取り組んでおります。今回の通知によって特に変更になることはないと考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

7番中村一堯議員。

○7番（中村一堯君）

これまでどおり鹿島市は3割以下、そして地場産品ということで守られているので、影響はないということです。ということは、今後のふるさと納税の額に対しても影響はないというふうにお考えでしょうか。それとも、今後何らか、どういった変化があるか。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

ふるさと納税につきましては、地元出身の方、また鹿島市にゆかりのある方が鹿島を応援していただくという趣旨で鹿島市は取り組んでいるところでございます。

ふるさと納税につきましては、昨年来、過度な返礼品だったりPR合戦だったりということで全国的に注目を浴びているところでございます。これによって全国的な動きがどうなる

かということも一つ課題になってこようかと思っております。

鹿島市といたしましては、鹿島市に納税をいただく方については、県外、全国各地から納税をいただいておりますので、そういったところにPRして行って、鹿島市のよさを伝えていきたいと考えております。これによって全国的な動きがどうなるかというのは、なかなか今つかめていないところではございますけれども、そういったところでPRしながら、鹿島市のよさを伝えていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（角田一美君）

7番中村一堯議員。

○7番（中村一堯君）

最後にしますけど、寄附の520,000千円でしたかね、その額に対しては、影響とか、今後——ことしとか来年度とか、どういうふうに移していると思われませんか。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

ふるさと納税につきましては、平成28年度から企画財政課に専任の職員を配置して取り組んできているところであります。平成28年度が1億円を少し超えたところ、平成29年度が264,000千円、平成30年度で528,000千円ということで、ほぼ2倍ずつの増加をいただいているところでございますので、これをできるだけふやしていくようにということで取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

ないようでしたら、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第40号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第40号は提案のとおり承認されました。

日程第3 議案第41号

○議長（角田一美君）

次に、日程第3．議案第41号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

おはようございます。それでは、議案第41号 専決処分事項の承認について御説明申し上げます。

議案書の6ページをごらんください。

地方自治法第179条第1項の規定により、鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

7ページは専決処分書でございます。

国において地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布をされ、その一部が4月1日から施行されたことに伴い、平成31年度の賦課期日に対応するため、本市も3月29日で必要な条例の改正を行ったところでございます。

8ページは条例改正の内容でございますが、議案説明資料の10ページにて説明いたしますので、議案説明資料をごらんください。

まず、1の改正理由についてですが、政令の施行に伴い、鹿島市国民健康保険税条例の所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正内容でございますが、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額を改正するもので、医療分について現行580千円を610千円に改正し、賦課限度額の30千円の引き上げを行うものであります。

なお、後期高齢者支援金分と介護納付金分については変更ございません。よって、合計は現行930千円が960千円となります。

次に、低所得世帯の軽減制度の拡充でございます。

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の低所得世帯に対する5割及び2割軽減の対象世帯を拡大するものであります。

国民健康保険税については、低所得者の負担軽減を図るために、世帯員1人当たりに課税される均等割額と1世帯当たりに課税される平等割額を世帯主及び国保世帯員の所得及び国保の世帯員数によって軽減しております。

今回の改正では、資料のとおり5割軽減と2割軽減の判定所得を見直すものでございます。

5割軽減につきましては、現行の判定所得が330千円に被保険者及び特定同一世帯所属

者——これは国保から後期高齢者医療制度へ移行した被保険者で継続して同一の世帯におられる方を含めてとなります——1人につき現行275千円を加算した金額を超えない世帯となっておりますが、今回の改正では加算の額を280千円とするものであります。

次に、2割軽減につきましては、判定所得が330千円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき現行500千円を加算した金額を超えない世帯となっておりますが、今回の改正ではその加算額を510千円とするものでございます

5割軽減、2割軽減とも、その判定所得が増額となることにより、国民健康保険税の軽減の拡充となるものであります。

3の施行期日は、平成31年4月1日であります。

説明資料の9ページには新旧対照表を載せておりますので、参考にごらんください。

以上で説明を終わります。専決処分事項の承認につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質問ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。ただいま出されております案件については、この案件が出るたびに私は同じことを申し上げていると思います。特に国民健康保険税は市民にとっては大きな問題であり、今、特に市民生活を直撃する一つの要因となっているところですが、こういう大事なことを、ただ単に国が出してきたからということで承認をして通すというようなこと、これは許されないことだと思いますし、これまでも国のこういうあり方自体を変えていくことを望むことを言ってきたと思います。

ここで1つだけお尋ねをしたいと思いますのですが、これはここに提案をされて、議会としてはこの件についていろんな議論ができない。しかし、執行部として、国がこういうことを決めた後、これをそのまま出すようになったのか、それとも今の市民の状況を見て議論がされて、ここに出すことになったのか、その点について詳しくお尋ねをします。

○議長（角田一美君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

お答えいたします。

議員おっしゃるように、なぜ議会で議論ができないか、専決処分なのかというような御質問だったと思います。

国民健康保険税の改正につきましては地方税法の施行令の改正という形で、国民健康保険税ということですので、地方税法の施行令という形に準じることになっておりますので、そちらの改正を待って専決処分を毎年行っているというような状況でございます。

改正時期がいつも3月末という形になりますので、専決処分という形で行っておりますけれども、全国でもそういった国民健康保険税の改正については同じようなやり方で行っております。

それから、国民健康保険税のあり方につきましては、やはり議員おっしゃるように税負担のほうはかなりふえているというようなところは、執行部の中でも常時議論をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

質問に対する的確な答弁になっていないと思います。これが出された後、そのままここに出すような形をとったのか、それとも、同じであっても、期間はなかったかもわからないけど、執行部の中で何らかの論議がされ、極端に言えば仕方がない、これでいかんといかん、これまでもそうだったからという形で出されたのかということ、私はそこをお尋ねしているんですよ。

全国的にはいろいろあると思いますよ。いろいろ調べてみますと、全国的には審議会にかけられて、それでいかんといかんということが出されたというような情報も受けていますが、その辺について私は今質問したんです。そのところをお尋ねします。

○議長（角田一美君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

お答えいたします。

議員おっしゃるように、国保税につきましては毎年、国民健康保険の運営協議会というのを市のほうで立ち上げております。その中に住民代表だとか被保険者の代表の方をお呼びいたしまして、今年度の改正、それから国保の決算状況につきましていろんな議論をしております。その中でうちのほうも提案をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

じゃ、今回の案件について運営協議会に諮られたのか、そこはそのまま素通りしてきたのか、その辺をお答えください。

○議長（角田一美君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

お答えします。

当然来年度、国保税がどうなるのか、県のほうからとか国のほうからいろんな情報が入ってまいりますので、そこら辺を踏まえて運営協議会のほうにお諮りして了解を得ているということでございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまのお答えは、運営協議会にお諮りをして了解ができるのかということですが、それはそれでいいです。

じゃ、次に移りたいと思いますが、昨年4月から国保の都道府県化というのが始まりましたね。そのときから国保事業というのは県が一括してということですが、特に私は税率の問題で質問したと思います。今回のようなそういう制度がつけられることは、行く行くは税率が上がっていく可能性が大いにあるんだということで質問しました。そして、統一されるんじゃないかという質問をしましたが、そのときの御答弁では、税率については各自治体に任せられていると、そういう御答弁だったと思いますし、昨年は特に税を上げないで、そのまま横滑りでいったと思いますね。

そういう自主的な方法がとられているにもかかわらず、国の制度でいや応なしにこういう押しつけが来るということになりますと、税が上がっていくのは、どんなに鹿島市が頑張ったってそれを食いとめることができないという現状になってくると思うんですよね。そういうことで、昨年これが導入されるときに私は非常に心配をしましたが、既にことは国が国保の標準税率をそれぞれの自治体にいや応なしに押しつけようとする動きがあることはもう御存じだと思います。御存じないことはないと思いますよね。

それで、これに対しても標準税率で既に税率がはじかれていますね。私も驚きましたが、全国のを見ても、例えば、今、鹿島市が4,000千円の4人世帯でこれまで約470千円の税率だったのが、2019年には513千円の金額に上がってくるということで、約43千円ぐらいのアップになるというような数字がはじかれていますよね。このことを見ますと、昨年おっしゃったように、それぞれの自治体が自主的に税率を決めていくことができるということはもう打ち砕かれている。ましてや、それを標準税率があるから、それに私たちは従いませんよと、一般財源から繰り入れてでもやりますよと、そういうことはさせないというような強硬な方針が今の政府では出されているという情報をキャッチしております。こういうことになりますと、今回、限度額が上がっていく、さらには税率が上がっていく、本当にですね、鹿島市の今の経済状況から見て、市民の暮らしがどうなるかということはいま目に見えていると私は思うんですよね、その辺でね。

ですから、私は今後の鹿島市の税率のあり方、そのことにも含まれてくると思いますが、今後の見通しとしてその辺をどのように見られているのか。大体約半数が国保世帯ですよ。その中で、きょうも減額措置もありましたが、そういう減額をされている所帯でさえも滞納があるということは、2018年度の決算の審議の中でも明らかになっていると思うんです。それだけ大変な中で、これを、はい、御無理、ごもつとも、国がおっしゃるから仕方ありませんというような形で導入することは、絶対に私は許されないとと思いますが、今後の方針について国の基準どおりにやっていかんといかんといいのか、それとも、昨年出されたように自主的にやっていけるんだというその方針を貫いていくことが鹿島市としてできるのかどうか、その辺についてお尋ねをします。

○議長（角田一美君）

中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

お答えいたします。

議員おっしゃるように、広域化になりまして標準保険税率が示されるようになりました。その標準保険税率につきましては、先ほどおっしゃったように鹿島市の標準保険税率は現行の鹿島市の税率よりもかなり上がったものという形になっております。ただ、それは原則として、議会の答弁にもありましたように、あくまでも鹿島市独自で決められるというようなところで、標準税率がこうであっても、国保の運営的にある程度大丈夫であれば据え置くというような形で、そういった判断をさせていただいたということでございます。今後、高齢者の増加、それから支える世代の減少、こういったところがかかなり税負担に大きくかかわってまいります。基本的なスタンスといたしましては、標準保険税率が現在の保険税を上回っていても、今現在、国民健康保険基金とか地域福祉基金とかありますけれども、そういったものの活用とかいろいろな努力をして、なるべく被保険者の皆様に保険税負担の影響がないようにしたいと考えております。

ただ、今現在、県内では国保税の県内一本化の協議が進んでいるところでございます。国保税の県内一本化になりますと、どうしても先ほど申しました高齢者の増加だとか支える世代の減少だとか、そういったところで上昇傾向にありますけれども、これは本当に上がる可能性が非常に高いという形なんですけれども、じゃ、保険税をいつ上げるのか、一気に上げるのか、それとも徐々に上げるのか、そういったところの議論は今後当然やっていくべきじゃないかなと思っております。ただ、基本的なスタンスとしては、なるべく被保険者の皆様の保険税に影響がないように努力はしたいというふうに考えております。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

じゃ、市長にお尋ねしますが、これからの保険事業というのは本当に大変になってくると
思いますよね。

そこで、先ほど私が申し上げましたが、保険税率が定められている、特に2019年度では国
が既に保険税率を定め、計算もある程度されているというような状況ですが、今回、鹿島市
が何らかの保険税の改正をするときに、去年の御答弁のように、鹿島市は去年からあったよ
うに自主的にできるんだというのを強行できるのかどうか、それを絶対やっていくというお
気持ちなのかどうかですね。今の国の方針では、それをどうしても押しつけようとする動き
がありますが、本当に市民の立場に立つならば、やっぱり昨年御答弁があったように鹿島市
は鹿島市独自でやらんといかんと、やっていけるという、それを私は通していただきたいと
思いますし、その辺について市長はどのようにお考えなのか、お尋ねをします。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

まず、2つあると思うんですよ。標準税率と具体的な税率、これは絶対従わないといけな
いということは決まっていますよね。最終的な判断は市で決めてくださいよという話です
から。したがって、県内でもいろんな対応をされました。鹿島市は自分のところの財源を含
めていろんな状況を見ながら据え置いたということは御承知のとおりです。

そこで今後のことですが、これは財源状況を見ないといけないと。ただ言えるのは、国が
言うとおりにするかどうかというのはまた別ですよ。むしろ自主性を持たないといけないか
ら、鹿島市独自の判断で、自分のところの懐勘定とか、自分のところの皆さんのいろんな、
例えば年齢構成とかを見ながら、さっきお話をしておりました審議会に御相談をするとい
うことだと思います。今この時点で、これでいわば塩漬けするみたいに何も変えませんよと、
それは我々の立場としてはできる相談じゃないということは理解をしていただきたいと思
います。いろんな条件がですね、予算とか経済状況とか入ってまいりますから、そこは理解を
しておいていただきたいと思います。ただ、国が何か言うたからそのとおりするかどうか、
それはまた別の話と、そういうふうに理解してください。

○議長（角田一美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私は、ただいま出されている案件には反対の態度をとりたいと思います。

国がやった制度だからどうしようもないというふうな状況で、私はいつもこの案件が出るたびにやることは許されないということを書いてきております。このことについては、やはり国に対しても、このあり方自体も変えるようにさらに申し入れをしていく必要があると思いますが、特に今、国民健康保険税については、市民の皆さんたちが本当に生活の中では一番大きな問題として捉えられている。私はこの2月から市民の皆さんにアンケートの調査もしましたが、その中で一番多いのはやっぱり国保税が高いということですね。これが一番多いです。特に鹿島市は第1次産業、それに伴う商売をする人、そしてさらには、働く人も今は非正規の人が多く。十分に働けないというようなことで、本当に国保に加入する人が多いわけですが、そういう皆さんたちがもうまさに悲鳴を上げているというのが今の現状だと思います。

特に今、国は、この国保については自分たちがみずから道を開こうとするのではなく、各自治体に押しつけをしてきているというのが現状だと思います。昨年4月から国保の広域化が始まって県で一本化された。そのときには税率はそれぞれの自治体の思うようにできるという答えがありましたけど、今の国の動きを見ておきますと、それがいつ崩されていくかわからないというのが現状にあります。そして、既に標準税率、数字まではじかれているという資料がありますが、これを見るときに、本当にこのまま進んでいけばどうなるかと、もう非常に厳しい状況になるのは間違いのないことです。

今、皆さんの収入が減っているときに、やっぱり支出を抑える一つの要因としても、国保税の問題では私たちが十分に考えていかなくてはいけない問題だと思います。各自治体だけではどうにもできない問題がたくさんあります。このことについては既に何遍も申し上げてきておりますように、全国知事会や、また市町村会なども国に援助の要請を求めています。なかなか国は動かない。全国知事会では、1兆円のお金の振り込みをすれば10千円の引き下げができるなど具体的な要求まで出されていますけど、国は動かない。それどころか、ことしの動きを見ますと、標準税率を押しつけてくる、自主的な取り組みはさせなくするような、そういう動きも出てきております。私たちはこれから、私たちだけではどうにもならない、やはり国に対しても物を申しながら、そして本当に市民が安心できるような、そういう体制をとらなくちゃいけないと思います。

さらには、国保と社保を比べますと、社会保険のほうがずっと安くなっている。これは制度のあり方もありますが、しかし、それは国の動きによってどうにでも変えていけることだと思います。私たちはぜひそういう根本的な国保事業の取り組みの改正も求めながらやっていかなくてはいけないと思います。

このことを申し上げまして、今回の案には反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第41号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立多数であります。よって、議案第41号は提案のとおり承認されました。

ここで休憩を入れます。11時5分から再開します。

午前10時56分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

日程第4 議案第42号

○議長（角田一美君）

次に、日程第4．議案第42号 専決処分事項の承認について（平成30年度鹿島市一般会計補正予算（第7号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

議案第42号 専決処分事項の承認について御説明申し上げます。

議案書、補正予算書、議案説明資料で御説明いたしますので、お手元に御準備をお願いいたします。

議案書の9ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

10ページは専決処分書でございます。平成31年3月31日付で専決処分したものでございます。

別冊の補正予算書をお願いいたします。

1ページは、今回補正は予算の総額から230,774千円を減額し、補正後の総額を15,198,419千円といたしましたものでございます。

地方債の変更は、第2表 地方債補正によります。

2ページから3ページは歳入歳出の集計となっておりますが、説明は省略をいたします。

4ページをお開きください。

第2表 地方債補正でございます。

古枝小学校大規模改造事業につきまして、事業費の確定に伴い96,800千円を減額変更するものでございます。

5ページ以降の歳入歳出の内容につきましては、別冊の議案説明資料により御説明申し上げますので、お手元に御準備をお願いいたします。

議案説明資料11ページから13ページまでは、歳入歳出予算の増減比較表となっております。内容説明は省略をいたします。

14ページをお願いいたします。

今回補正は、古枝小学校大規模改造整備事業費及びふるさと納税寄附額の確定に伴う補正でございます。

歳入について御説明いたします。

ナンバー1、ナンバー3、ナンバー4は古枝小学校の大規模改造整備事業費の確定に伴う減額でございます。ナンバー1の学校施設環境改善交付金は29,776千円の減、ナンバー3、公共施設建設基金繰入金は32,500千円の減、ナンバー4、小学校大規模改造整備事業債は96,800千円の減でございます。

ナンバー2のふるさと納税寄附金は、寄附金額の確定に伴い71,698千円を減額いたしております。

15ページをお願いいたします。

歳出補正の概要でございます。

ナンバー1、ふるさと納税推進事業は71,698千円を減額いたしております。平成30年度のふるさと納税の寄附額が確定したことに伴い、返礼品等の必要経費及び積立金を精算したものでございます。

ナンバー2の小学校大規模改造整備事業は、事業費の確定により158,377千円を減額いたしております。

ナンバー3、予備費で699千円を減額し、財源調整を行っております。

16ページ、17ページは、3月31日現在におきます市債現在高及び積立基金の状況をあらわしたものでございます。御参照ください。

以上で報告を終わります。専決処分事項につきまして、よろしく御申し上げます。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第42号 専決処分事項の承認について（平成30年度鹿島市一般会計補正予算（第7号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第42号は提案のとおり承認されました。

日程第5 議案第43号

○議長（角田一美君）

次に、日程第5、議案第43号 鹿島市監査委員の選任についての審議に入ります。

中村議員の退席をお願いします。

〔中村和典君退場〕

○議長（角田一美君）

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、本案は説明を省略します。

質疑に入ります。質疑ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第43号 鹿島市監査委員の選任については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第43号は中村和典議員を鹿島市監査委員に選任することに同意することに決しました。

中村和典議員の入場をお願いします。

〔中村和典君入場〕

日程第6 議案第44号

○議長（角田一美君）

次に、日程第6、議案第44号 鹿島市固定資産評価員の選任についての審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、本案は説明を省略します。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第44号 鹿島市固定資産評価員の選任については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第44号は山口徹也氏を鹿島市固定資産評価員に選任することに同意することに決しました。

日程第7 閉会中継続調査申出

○議長（角田一美君）

次に、日程第7、閉会中継続調査申出の審議に入ります。

お諮りいたします。鹿島市議会会議規則第99条の規定により、総務建設環境委員会委員長、文教厚生産業委員会委員長及び議会運営委員会委員長から議長宛てにお手元に配付のとおり、閉会中継続調査申出書が提出をされております。

令和元年5月10日

鹿島市議会議長 角 田 一 美 様

鹿島市議会総務建設環境委員会

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、鹿島市議会会議規則第99条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

- (1) 議会及び行政一般に関する事項
- (2) 文書管理及び情報公開に関する事項
- (3) 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項
- (4) 交通安全対策に関する事項
- (5) 防災対策に関する事項
- (6) 行政の基本的施策の企画に関する事項
- (7) 情報化施策に関する事項
- (8) 国際交流に関する事項
- (9) 地方分権推進に関する事項
- (10) 男女共同参画社会に関する事項
- (11) 広報、公聴及び統計に関する事項
- (12) 組織及び事務の合理化に関する事項
- (13) 公有財産に関する事項
- (14) 財政計画及び予算に関する事項
- (15) 市税等の賦課徴収に関する事項
- (16) 戸籍及び住民票等の交付に関する事項
- (17) 選挙に関する事項
- (18) 監査に関する事項
- (19) 出納に関する事項
- (20) 土地利用計画及び都市計画に関する事項
- (21) 道路及び河川等の整備に関する事項
- (22) 公園、緑地その他公共用地の整備に関する事項
- (23) 市営住宅の建設、管理に関する事項
- (24) 市街地再開発事業に関する事項
- (25) 公共下水道の整備促進対策に関する事項
- (26) 廃棄物の処理及び環境保全に関する事項
- (27) 水道事業の整備促進対策及び管理に関する事項
- (28) 簡易水道事業に関する事項

(29)街なみ環境整備に関する事項

2 理由 内容及びその重大性よりして、今後なお検討を要するため

3 期限 令和5年4月29日

令和元年5月10日

鹿島市議会議長 角 田 一 美 様

鹿島市議会文教厚生産業委員会

委員長 中 村 一 堯

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、鹿島市議会会議規則第99条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

- (1)保健衛生に関する事項
- (2)保育所等の整備に関する事項
- (3)児童福祉及び母子福祉に関する事項
- (4)国民健康保険事業及び老人保健事業に関する事項
- (5)高齢者及び障害者福祉に関する事項
- (6)生涯教育に関する事項
- (7)人権推進に関する事項
- (8)学校教育及び同和教育に関する事項
- (9)社会教育施設及び社会体育施設の整備に関する事項
- (10)商工業の振興対策に関する事項
- (11)観光の振興及び観光施設の整備に関する事項
- (12)農林水産業の振興に関する事項
- (13)土地改良、農業水利、その他農業土木に関する事項

2 理由 内容及びその重大性よりして、今後なお検討を要するため

3 期限 令和5年4月29日

令和元年5月10日

鹿島市議会議長 角 田 一 美 様

鹿島市議会議会運営委員会

委員長 伊 東 茂

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、鹿島市議会会議規則第99条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 会期等に関する調査の件
- 2 理 由 今後なお検討を要するため
- 3 期 限 令和5年4月29日

各委員会委員長からの申し出の件について、閉会中も継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、各委員会委員長から申し出があった事件について、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもちまして今臨時会に付議されました案件は全て終了しました。よって、今臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時16分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

鹿島市議会議長 角 田 一 美

臨 時 議 長 高 松 昭 三

会議録署名議員 1 番 中 村 日出代

同 上 2 番 池 田 廣 志

同 上 3 番 高 松 昭 三